

広島県告示第九百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定によつて、家きん飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十二年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内全域の百羽以上の飼養鶏農場及び家畜防疫員が必要と認めるその他飼養鶏農場

ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら実施する農場を除く。

三 実施の期日

平成二十二年十二月九日から平成二十二年十二月三十一日まで

四 実施方法

消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布